



- (15) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- (16) 本工事は、「若手技術者の配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動の実施」について評価する工事である。
- (17) 本工事は、発注者が想定する標準工程表を契約後に提示する「工程提示型」の試行工事である。
- (18) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を提出した後、競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）及び入札書（工事費内訳書を含む）を「同時に提出」して入札手続きを行う工事である。なお、本工事における積算労務資材単価等の採用月は、令和元年7月とする。
- (19) 本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
- なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに分任支出負担行為担当官に通知すること。
- (20) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
- なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
- (21) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係るB等級の一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
- なお、上記B等級以外の決定通知を受けた者であっても、従来のB等級に留まる「経過措置」を希望する者も含む。この場合、開札時までの間にB等級の決定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成16年4月1日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡し完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
- 同種工事とは、以下のとおり。
- 「港湾又は海岸の施設における上部又は場所打コンクリートを打設した工事」
- なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあつては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- (5) 施工計画に対する技術的所見が適正であること。
- (6) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾土木工事のうち、平成29年度、30年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る請負工事成績評定点の平均点が65点以上

であること。

- (8) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満の請負工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記4.(3)の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。)ただし対象は、平成18年9月1日以降の入札公告及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満となった場合は、請負工事成績評定通知書の通知日から1年間、北陸地方整備局(港湾空港関係に限る)が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の請負工事成績評定通知書に限る。
- (9) 本工事に係る設計業務及び発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本・人事面で関係がある者でないこと。(入札説明書参照)
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 富山県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。  
なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は1名とする。
- ① 1級若しくは2級土木施工管理技術士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成16年4月1日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡し完了した、(4)に掲げる工事の施工経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)  
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあつては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
  - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
  - ⑤ 申請する技術者が、平成16年4月1日以降に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)(以下「休業」という。)を取得している場合は、当該休業に相当する期間を、上記施工実績を求める期間に加えることができる。
- (14) 配置予定の主任(監理)技術者の他に技術指導者(現場代理人又は担当技術者として配置)を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から④全ての条件を満足する者であること。なお、技術指導者は、別件工事を含めて3件以内の工事における指導とする。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。
- ① (13)に掲げる主任(監理)技術者に求める要件をすべて満たすこと。
  - ② 他の工事に主任(監理)技術者として従事していないものであること。

- ③ 定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。（1回／週程度）
  - ④ 現場に1日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。
- ※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、(13)に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② (2)によって得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

#### (2) 総合評価の方法

##### ① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

##### ② 施工体制評価点及び加算点

下記（ア）～（ウ）の評価項目毎に評価を行い、施工体制評価点及び加算点を付与する（入札説明書参照）。

（ア）施工体制の評価（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

（イ）施工計画の評価

（ウ）企業の技術力等、配置予定技術者の能力及び地域貢献等の評価

#### (3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制の確認に係るヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(4) (1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引き落札者を決定する。

#### (5) 施工計画に基づく施工

- ① 実際の施工に際しては、提出した施工計画及び新技術等に対する取組に基づき、施工計画書の作成及び実施工を行うこと。

受注者の責により、提出した施工計画及び新技術等に対する取組に基づく履行が行われない場合は、請負工事成績評定点の減点を行う（入札説明書参照）。

- ② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

- ③ 施工計画を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

### 4. 入札手続等

(1) 担当部局 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所 品質管理課

〒930-0856 富山市牛島新町11-3 電話076-441-1905

(2) 入札説明書及び特記仕様書の配付期間

入札説明書及び特記仕様書は、「港湾空港関連入札・契約情報(PAS)」からダウンロードすることにより配布する。

- ① HPアドレス：<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

- ② 配付期間：入札説明書 令和元年7月5日から令和元年8月27日まで  
特記仕様書 令和元年7月5日から令和元年8月27日まで

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 申請書

申請書は、入札説明書に示す様式に基づき作成し、電子入札システムにより提出する場合は、令和元年7月8日から令和元年7月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分、並びに令和元年7月17日の9時00分から12時00分までに行うこと。

ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、令和元年7月8日から令和元年7月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分、並びに令和元年7月17日の9時00分から12時00分までに(1)の担当部局に持参すること。

② 資料

資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、資料及び工事費内訳書(以下、「添付資料」という。)を提出し、電子入札システムから、それぞれの資料添付欄により提出すること。また、電子入札システムでの添付資料の容量が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。なお、電子入札システムにより提出する場合は、令和元年7月30日から令和元年7月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分、並びに令和元年8月1日の9時00分から12時00分までに行うこと。

ただし、持参する場合は、令和元年7月8日から令和元年7月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分、並びに令和元年8月1日の9時00分から12時00分までに(1)の担当部局に持参すること。

(4) 競争参加資格の取り扱い

申請書受領後、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書受付票を発行(紙入札の場合は電送(ファクシミリ))する。

また、競争参加資格の確認は添付資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年8月22日までに電子入札システムで通知する(ただし、書面により申請した場合は、書面で通知する。)

(5) 入札書の受領期限、場所及び方法

入札書は、添付資料と同時に電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

① 電子入札システムによる入札締切は、令和元年8月1日12時00分

② 紙により持参の場合には、令和元年8月1日12時00分までに、上記(1)の担当部局に持参すること。

(6) 開札の日時及び場所 令和元年8月30日10時00分 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載

をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、上記3.のとおり評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (5) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書等による。
- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満となった場合は、請負工事成績評定通知書の通知日から1年間、北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の入札参加を認めない（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）。
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2.（2）に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4.（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 落札者の決定にあたり、入札額が予決令第86条で規定する調査（低入札価格調査）に該当した場合は、契約締結の際の契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (14) 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。なお、当措置の対象となった場合においても、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。